

## 時期区分の扱いについて

### 1. 時期区分設定の経緯と現状

COD、窒素、りんに関し、総量規制基準に係る時期区分は以下のように区分されている。

#### ■COD

0：昭和55年6月30日以前

i：昭和55年7月1日以降、平成3年6月30日までの間

j：平成3年7月1日以降

#### ■窒素、りん

0：平成14年9月30日以前

j：平成14年10月1日以降

このように時期区分を設定することは、総量削減制度開始前から存在していた施設における対応の困難性を考慮し、新增設された施設に適用するC値と分けることを目的としたものである。

しかし総量削減制度開始以前に設置されたような古い施設は、老朽化による新しい施設への建て替えや、より効果的な水処理技術の開発などにより処理施設の更新が行われてきており、設置当時より排水水質は確実に向上してきている。特にCODに関しては、同制度が適用されてから30年余りが経過しているところである。

これらのことを踏まえると、今後、時期区分の在り方について、再検討する必要があると考えられる。以下に、「0」が適用されている施設が配慮されている例を示す。

## 2. 「0」が適用されている施設が配慮されている具体例

### 2.1. 施設新設時と施設更新時での適用C値の違い

「0」が適用されている施設は、「j」（CODの場合。窒素、りんに関しては「i」。以下同様。）に該当する期間に施設を更新しても、同じ又はそれ以下の規模であれば、新しい施設からの排水は、従前のおり「0」の期間中に排水された特定排水とみなされる。

下図の例では、工場②は総量削減開始以前より施設を有しており、「j」が適用される期間中に排水量規模を変更せず施設を更新しているが、引き続き「0」の期間に該当する特定排水とみなされ、C値も基準が緩いC<sub>0</sub>が適用される。

一方、新設の工場①では、工場②と同時期にまったく同じ施設を新設しているが、「j」の期間に排水された特定排水となり、C値は最も基準が厳しいC<sub>j</sub>が適用される（図1参照）。

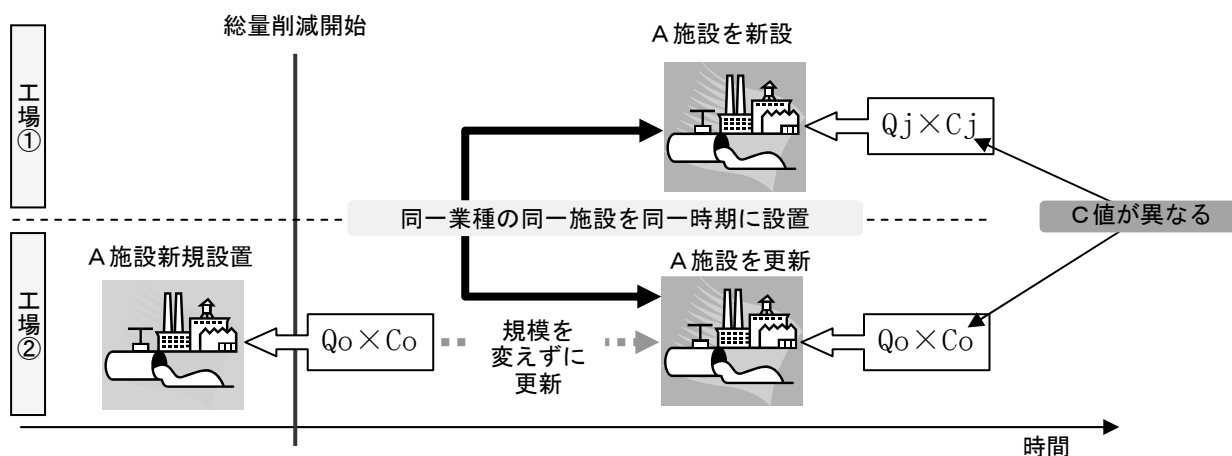


図1 施設新設時と施設更新時での適用C値の違い

## 2.2. 「0」適用施設更新等による排水量増加時の扱い

「0」が適用されている施設が、ある時期において、同一業種で水量増加を伴う新たな施設に更新された場合、「j」が適用されるのは増加分のみであり、「0」が適用されていた従前の水量分についてはそのまま「0」の適用が継続される（図2参照）。

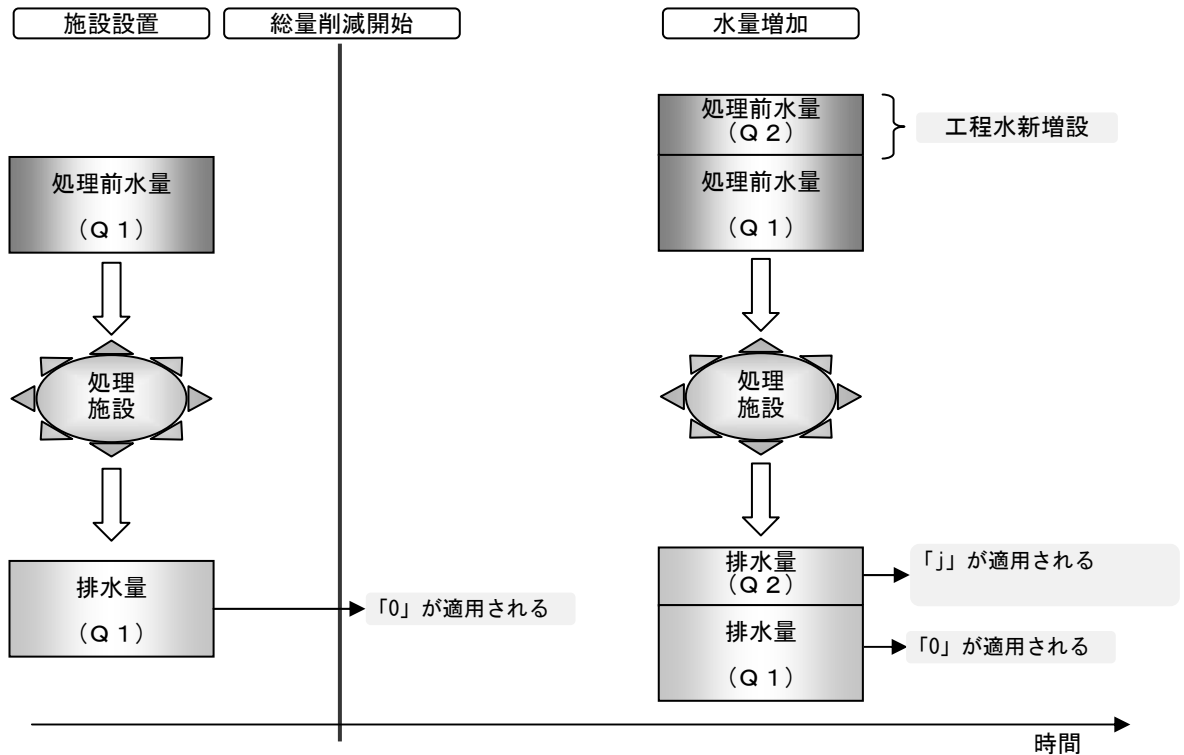


図2 排水量増加時の扱い

### 2.3. 「0」適用施設における処理施設更新時の扱い

当初から「0」が適用されている施設を有する事業場が、ある時期において処理施設を最新のものに更新した場合、処理施設の処理能力が向上した結果、排水水質が向上しても、「0」の適用はそのまま継続される（図3参照）。

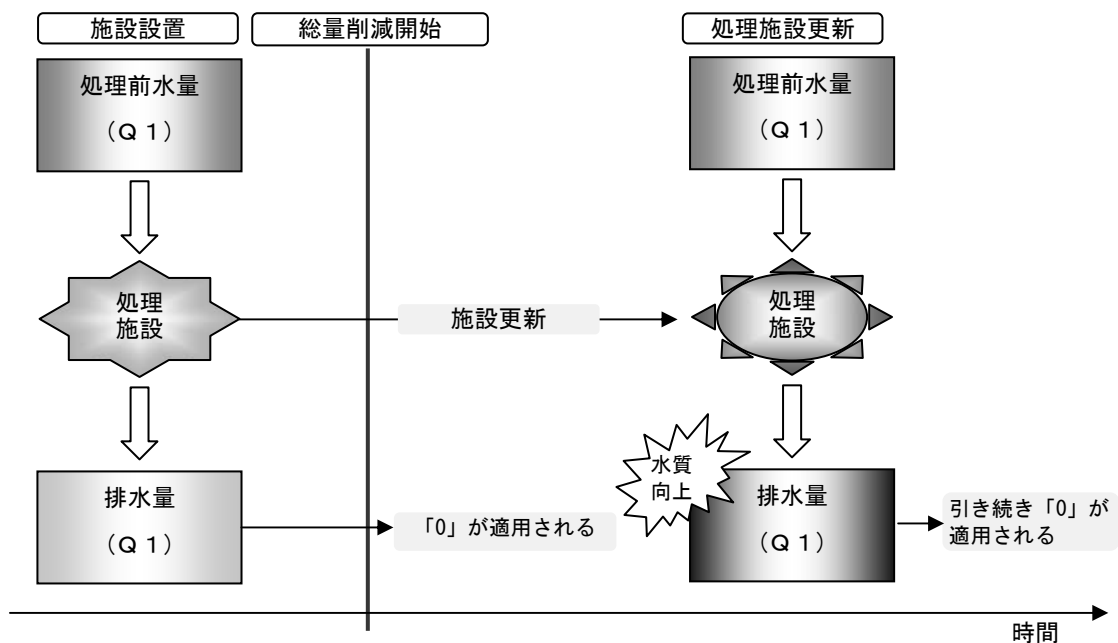


図3 処理施設更新時の扱い

### 3. 時期区分の扱いについて（案）

前述の例のとおり、「0」が適用されている施設は総量規制制度の中で優遇される措置が続いているが、CODに関しては既に30年、窒素・りんにおいても10年が経過しており、時期区分については見直しを検討すべき時期にきている。

ここで、時期区分の見直しの方法についていくつかの案を考え、これまでの経緯を踏まえて何らかの方向性を出す必要があると考えている。

#### 案① 時期区分を見直す（「0」の廃止）

- ・CODの「0」を「i」に統合する（ $C_{co}$ が適用されていたものに $C_{ci}$ を適用する）。
- ・CODのみ時期区分を1つにする（全てに $C_{cj}$ を適用する）。
- ・COD、窒素、りんの時期区分を1つにする（CODは $C_{cj}$ を、窒素は $C_{ni}$ を、りんは $C_{pi}$ を適用する）。

#### 案② 施設更新、処理施設更新時の時期区分の適用の考え方の見直し

- ・時期区分は現状のとおりとする。
- ・特定施設を更新または処理施設を更新した場合は、新增設とみなす（今後規制対象前から存在している既存施設に更新等があった場合、増加分ではない元の水量に対してもCODは「j」、窒素・りんは「i」を適用する）。

#### 案③ $C_0$ の値を順次見直していく

- ・時期区分は現状のとおりとする。
- ・「0」に係るC値（CODは $C_{co}$ 、窒素は $C_{no}$ 、りんは $C_{po}$ ）について、排水の実態や処理技術の状況等を考慮した上で順次見直していき、 $C_i$ 、 $C_j$ と同値としていく。

#### 案④ 特に見直さない

- ・時期区分に係る扱いは現状のままとする。